

# 消費者委員会 消費者安全専門調査会 第 22 回議事録

(東京都福祉保健局説明の抜粋)

内閣府消費者委員会事務局

## 第 22 回消費者委員会消費者安全専門調査会 議事次第

1. 日時 平成 25 年 5 月 13 日（月） 15:30～18:14

2. 場所 消費者委員会大会議室 1

3. 出席者

（消費者安全専門調査会委員）

松岡座長、中川座長代理、齋藤委員、佐竹委員、佐野委員、田澤委員、鶴岡委員  
中嶋委員、中村（晶）委員、中村（均）委員、横矢委員

（臨時委員）

戸部委員

（消費者委員会委員）

小幡委員

（説明者）

消費者庁 増田食品表示課長

厚生労働省 鶴身食品安全部監視安全課長補佐

東京都福祉保健局 田崎健康安全部食品監視課長

東京都福祉保健局 高橋健康安全部食品監視課食品安全担当係長

（事務局）

原事務局長、小田大臣官房審議官

4. 議事

（1）開 会

（2）消費者安全専門調査会の今後の調査・審議の進め方について

（3）食品リコールの現状について

（4）閉 会

○松岡座長 では、続きまして、東京都福祉保健局より、食品リコールに関連した法令に基づく行政処置、行政指導の運用状況等につきまして、情報入手から実施に至るまでの判断基準や意思決定、さらには食品リコールが発生したときの関係自治体、流通事業者、消費者などへの周知のあり方について御説明をいただきたいと思います。説明時間は15分ほどでお願いいたします。

東京都福祉保健局健康安全部食品監視課課長の田崎様、それから、食品安全担当係長の高橋様、よろしくお願ひいたします。

○田崎東京都福祉保健局健康安全部食品監視課長 東京都の食品監視課長の田崎でございます。

お手元の委員限りの資料を見ていただけますでしょうか。こちらの「本日の内容」についてですが、詳細については後ほど担当係長から説明させていただきます。はじめに、食品の監視体制とあります。先ほど厚労省から話がございましたが、各自治体が作成する年間の監視指導計画、自治体との各連絡調整と、食品衛生法に基づく回収の内容と、あわせて自主回収報告制度を条例で決めさせていただいております。これらの内容について簡単に御説明させていただきたいと思います。

では、高橋のほうから説明を差し上げます。お願いします。

○高橋東京都福祉保健局健康安全部食品安全担当係長 東京都食品監視課の高橋と申します。よろしくお願ひいたします。

それでは、委員の皆様方だけの配付資料となっておりますけれども、「食品衛生法及び東京都食品安全条例に基づく食品の回収」といった内容で御説明させていただきたいと思ひます。

本日の内容なのですが、食品の回収といったところがメインでございますが、食品衛生法に基づく措置につきましても、食品衛生に関する監視指導体制といったものと密接に関係がございますので、まずそういった全体的な概要を御説明させていただきまして、具体的な食品の回収の流れといったものを説明させていただきたいと思っております。

「東京都の食品監視体制（組織）」になるのですが、私ども東京都福祉保健局の中に健康安全部という部署がございます。こちらが、いわゆる本庁機能でございます。書いてありますとおり、健康安全課、それから私どもが所属しております食品監視課がございます。

食品監視課では、食品衛生関係の予算ですとか人事、議会对応、施策の企画・立案、そういったものを行ってございますが、こちら辺は連絡調整業務がメインとなっておりますので、いわゆる現場に行って監視するといったものは事業所のほうで行うといった流れとなっております。

具体的な事業所はどういったものがあるのかといいますと、大きく分けて東京都に4つございます。1つは保健所でございます。こちらは、東京都多摩地区に5か所、それと島嶼地区、伊豆諸島から小笠原諸島まで、こちらも東京都の範囲に入りますので、その島嶼の保健所が1か所、合わせて6か所の保健所を東京都で所管しております。

食品衛生法では、基本的な行政の単位が保健所を設置する自治体ということになってございます。こちらは地域保健法に定めがございまして、都道府県、保健所を設置する市、特別区が保健所を設置する自治体になっております。東京都の中では、都道府県としては東京都、それから、保健所を設置する市としては八王子市と町田市、それと23の特別区といった形で、同じ自治体の中で26の自治体が食品衛生法を所管しております。

もう一つ、東京都には健康安全研究センターがございまして。こちらは、昔、都立衛生研究所と呼ばれていたところとございまして、食品の検査をやっていたのですけれども、こちらの検査部門と監視部門といったのが今は一体となっております、健康安全研究センターといった名称になってございます。

それと、市場衛生検査所は、中央卸売市場を主に管轄しておりますけれども、こちらのほうが築地、大田、足立にそれぞれございます。

そして、最後に芝浦食肉衛生検査所ということで、食肉市場内だと畜検査、BSE検査といったものを主にやっている部署があります。

以上4つが東京都の主な食品衛生を現場で監視・指導している部門になります。

次が、地図上であらわしたものでございます。右のほうに23区が色分けされておりますけれども、そちらと八王子、町田、これがそれぞれの市もしくは区で保健所を設置していて、それぞれで食品衛生法に関する監視・指導を行っています。食品の回収ですとか、そういった措置についても、これらは区、市それぞれで実施しています。

次に、「東京都の食品監視体制（流通）」とございましてけれども、具体的な流れに沿って、どういった監視をしているのかといったものが示してあります。

まず、農畜水産物や輸入食品、そういったものが都内に入ってきます。最初に入ってくる場所としては、卸売市場ですとか、輸入品であれば倉庫ですとか、まずそういったところに入ってまいります。そちらの監視につきましては、監視の立入検査、衛生指導、収去検査と書いてありますけれども、こちらを、今申し上げました市場であれば市場衛生検査所、食肉衛生検査所、健康安全研究センターの広域監視部門といったところが実施しております。実際には、食品衛生法に基づく食品衛生監視員といった職員が衛生指導に当たっております。ここで書いてあります収去検査ですけれども、こちらは食品衛生法に基づく規格・基準に適合しているかどうかといったものを検査するために、食品とかを事業者のほうから必要量を無償で取り立てて行って検査をすることです。この検査の結果、違反が見つかるといったケースがあるということでございます。

その次に流れていきますと、食品の製造業や問屋、いわゆる食品の流通業といったものが次でございます。こちらについては、保健所、健康安全研究センターの広域監視部門と

それぞれ分かれて監視指導を実施しておりますが、規模によって分けておりまして、比較的小規模なものについては保健所で行う、大規模なものについては健康安全研究センターの広域監視部門で行うといった形で分けてございます。

次に進んでいきまして、さらに地域的な流通業者、小売業者、スーパーですとかそういったもの、それから飲食店、こういったものについては保健所のほうで監視指導を行っているという流れになっております。

具体的なそれぞれの部署の監視指導内容につきましては、記載のとおりでございます。

続いて「食品衛生監視指導計画」といったものがございます。こちらは、食品衛生法24条と食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針（平成15年厚生労働省告示）に基づいて、各保健所を設置する自治体が毎年度策定しているといったものでございます。具体的な中身につきましては、抜粋と申しますか簡単に書いてございますけれども、平成25年度、東京都では、重点監視指導としては食中毒対策、輸入食品対策、食品表示対策、食品の放射性物質対策と4点挙げさせていただいております。それから、その他の監視指導としては、夏期・歳末の一斉監視、それから、ことし、国民体育大会・全国障害者スポーツ大会が東京都で実施されますので、それに合わせたスポーツ祭東京2013に関する監視指導、健康食品対策、食品の汚染実態調査等があります。

立入検査実施予定数としては21万2,500件を予定しておりまして、検査実施予定項目数としましては12万1,330項目を予定しております。

お手元に平成25年度の東京都の監視指導計画全文があらうかと思っております。違反食品に対する措置が記載されているところがございますので、御紹介させていただきたいと思っております。

「東京都食品衛生監視指導計画」の5ページ目をごらんください。こちらに「第5 監視指導の実施内容」といったものが記載してございます。

「1 監視指導の実施に関する基本方針」の半分から少し下のところ、「(3) 食衛法違反等への対応」といった記載がございます。ここの「(ア) 違反発見時の対応」といったところがございますけれども、「立入検査により法違反を発見した場合は、直ちに改善を指導する」と記載がございます。

そして、3行下にくだっていただきますと、「収去検査により法違反を発見した場合は、当該法違反の食品等を収去した食品等事業者に対して、当該食品等が販売の用に供され、又は営業上使用されないよう指導を行い、必要に応じて厚生労働省や消費者庁、関係自治体と連携して、廃棄や回収等の措置を講じ、迅速に市場から排除する」とあり、こちらで廃棄や回収の措置に関して記載してございます。

6ページ目のほうに行っていただきますと、処分のことが少し前段に書いてございます。「これらの法違反への対応においては、必要に応じて法第28条に基づき、食品等事業者から文書により報告を徴収するほか、食品等事業者の改善措置状況の確認及び記録を適切に行い、確実な改善を図る。また、必要に応じて法第54条、第55条又は第56条に基づく処分

を行う」と記載しております。

法第54条につきましては、先ほど御説明があったとおりでございます、危害除去命令ということで廃棄処分ですとか、回収命令といった規定がある条文でございます。第55条は、食品の営業許可の取り消しですとか、禁止・停止といった規定があります。第56条については、営業許可に当たって施設基準あり、これに違反した場合の命令ですとか、営業の禁止・停止といった条文でございます。

そして、回収のところ、先ほど公表のところが出てきましたけれども、(イ)のところ、(イ)のところに続いて書いてございます。食品衛生法は第63条に公表の規定が設けてございます。具体的には、食品衛生法の違反、それから、食品衛生法に基づく処分に違反したものについて、公表の努力規定が設けてございます。これに基づいて東京都においては、食品衛生法または法に基づく処分に違反したものの名称等を、私ども食品監視課のホームページに掲載して公表しております。

もう一つ、自主回収の報告制度といったものが東京都にはございます。その内容が、6ページの真ん中のウに書いてございます。「食品等事業者による自主回収への対応」ということございまして、「食品等事業者自らが食品等の回収を行う場合には、東京都食品安全条例に基づく自主回収報告制度による報告の徴収等により、事業者による自主回収情報を的確に把握し、回収状況を確認する」となっております。具体的な自主回収報告制度の中身については、後ほど御説明させていただきます。

資料に戻っていただきまして、「他自治体・行政機関との連絡調整」といったところでございます。

まず、東京都の中には、今申し上げましたとおり、実際に現場への立ち入り調査を実施している保健所等がございます。それから、都庁、私ども食品監視課を初めとしまして、監視指導の計画や立案をしている部署がございまして、連絡調整を行っております。そして、東京都内には保健所を設置する自治体として特別区、八王子市、町田市がございますので、こちらについてもそれぞれ連携協力して当たっております。

例えば、東京都で違反を発見して、製造者が都外の自治体にあるといった場合は、その製造者を所管している道府県のほうに通報いたしまして、調査や違反品の措置を依頼しているといった流れになります。必要に応じまして、農林水産省はJAS法や米のトレーサビリティ法といったものの所管がありますので、農林水産省と厚生労働省と消費者庁といった国の機関とも連絡調整を行いながら実施しているということになります。

めくっていただきまして、本日は「食品の回収」に関する具体的な流れになります。大きく分けまして2つございます。1つは「食品衛生法に基づく処置」といったものでございます。2点目は、東京都独自の制度でございますけれども、東京都食品安全条例に基づく自主回収報告制度といったものでございます。

まず、食品衛生法に基づく処置でございますが、食品衛生法により法に違反する食品の廃棄処分や危害除去命令といったものが法律の条文上、規定されております。

具体的な処分の手続といったものにつきましては、東京都の場合は、東京都食品衛生関係不利益処分取扱要綱、実施要領といったもので規定しております。

2点目の自主回収の報告制度ですけれども、こちらは条例に基づく都独自の制度でございまして、平成16年の11月から施行されています。これは、食品の生産者や製造者などが健康への悪影響を未然に防止する観点から食品等を自主回収する場合に都への報告を義務づける制度でございまして、先ほどの最初の資料にありましたけれども、報告された内容を東京都のホームページに掲載して都民への情報提供を実施しているといった内容でございまして。

これ自体は、自主回収をした場合、報告を求めるといったものでございまして、自主回収の実施を義務づけるとか、そういった性質のものではないといったところに留意していただければと思います。

続いて、基本的な食品衛生法に基づく処置でございまして、例えば厚生労働省ですとかほかの自治体が、東京都内にあります製造者や輸入者が取り扱っている食品を検査して、食品衛生法の規格・基準を超えていた、違反していたといったような情報が東京都の本庁にあります食品監視課のほうに通報がございまして、その通報を受けまして、先ほど申し上げました実際に現場で監視指導をする都の保健所、健康安全研究センター、市場衛生検査所、芝浦食肉衛生検査所に食品監視課のほうから通報いたしまして、具体的な調査を行うという流れになります。製造者ですとか輸入者、そういったところに調査を行うわけですけれども、例えば調査内容としては製造工程を確認したり、製造記録や自主検査結果を確認したり、そういったことを行っております。その場で実際には口頭での指導という形になりますけれども、例えば違反品を販売しないように指示するとか、回収を指示する、廃棄やそういった措置の指示をするといったことと、それから、数量や廃棄の確認、違反品の措置、違反原因調査に関する書類の提出を指示したりといった口頭指導を現場で行うことになります。

このような調査を行いまして違反を確定いたします。違反となる対象品やそのロットといったものを確定して認定いたします。そして、東京都の場合は、ここで回収の指示といったことを行います。これは、回収指示書といったものを交付しておりますが、書面による行政指導という位置づけでございまして。その横に公表という規定がありますけれども、東京都の場合、先ほど申し上げました食品衛生法63条に基づく規定については、書面による行政指導をしたもの、それから、法に基づく処分をしたもの、処分に違反したものの、この三者を公表するといった規定しておりますので、この回収指示書を交付した時点で食品衛生法63条に基づく公表を行っております。その後、事業者のほうで回収した製品を確認したり、その数量、どれぐらい戻ってきたのか、それから、販売されないように封印といった形の措置をしまして、その後に販売禁止命令といった処置を行います。ここで販売禁止命令書といった形で交付を行っております、これが食品衛生法第54条に基づく処置となっております。その後、封印解除、また、廃棄します。輸入品の場合は必ずしも廃棄す

るということではなくて、例えば原産国のほうに船で積み戻し（シップバック）をするといったこともございます。そういったことを確認します。

実際の違反品が回収される場所は倉庫といったところになるわけですが、それが必ずしも東京都内にあるとは限りませんので、ほかの自治体の管轄にあるところにつきましては、その都度関係の自治体に依頼して確認をしていただいています。

続きまして、東京都食品安全条例に基づく自主回収報告制度でございます。こちらは、東京都食品安全条例に基づいて定められている制度でございます。食品による健康への悪影響を未然に防止することを目的としたものでございます。

中身につきましては、お配りしました自主回収報告制度の1枚紙のリーフレットを使って御説明させていただければと思います。

あけていただきますと、見開きで大きく書いてございます。右上のほうに「どんな食品が対象なの？」と書いてありますが、こちらは報告の義務対象としているのは、全ての飲食物、食品添加物、器具、容器包装といったものになります。

実際、義務づけを行っているケースとしましては、まず、食品衛生法に違反している場合、それから、食品衛生法に必ずしも違反していなくても健康への悪影響のおそれが考えられる場合です。東京都の制度でございますので、都内に流通しているといったものを自主回収する場合に報告を義務づけています。具体的には、例えば食品添加物の使用基準に違反している。あとは、表示のところになりますが、賞味期限・消費期限を長く誤って表示してしまった。それから、アレルギー物質の表示が漏れてしまった。例えば異物混入ですと、ガラス片が複数の製品に混入しているとか、そういったケースが報告の対象となっております。

まず、「手続きの流れ」というのが下に書いてございます。簡単に御説明しますと、まず、事業者で自主検査をして、添加物や残留農薬の基準の違反を発見したとか、あとは、消費者の方から苦情みたいな形で異物が入っていたとか、そういったものが寄せられることがあります。それをもとに事業者のほうで、保健所のほうにも相談が来るのですけれども、自主回収するといったことを決定いたします。その場合に、自主回収に着手したことの報告をいただくという流れになっております。

報告をいただきましたら、東京都のホームページに自主回収に着手した内容を掲載しております。右のほうに書いてあるようなイメージのものでございます。その間、食品の回収を事業者のほうでやっていただきまして、自主回収が終了しましたら、その終了についても改めて報告していただきます。報告がありましたら、これは終わりましたということのでホームページのほうにアップします。終了報告から2週間、ホームページにはそのまま掲載されております。そして、回収した食品については、その後、管轄の保健所等が指導して処置の確認を行っております。

以上が東京都の自主回収報告制度の流れになります。雑駁ではございますが、私からの説明は以上でございます。



○松岡座長 どうもありがとうございました。

それでは、質疑応答をお願いいたします。

鶴岡委員。

○鶴岡委員 この自主回収報告制度については意義があると思うのですが、その報告の要件のうちの健康への悪影響のおそれが考えられる場合ということは、法律との関連で自主回収報告という措置にとどめておられるのかと思うのですが、健康への悪影響のおそれがあると考えられるということになると、法律の範囲に含めた規制のほうが適しているのではないかという感じは持たれておられませんか。

○田崎東京都福祉保健局健康安全部食品監視課長 基本的に自主回収が行われるケースは、事業者が自主検査で違反を発見するケースがあります。自主検査を行って、添加物とか微生物系の違反が出るケースが、一番わかりやすいと思います。例えば顕著な病原微生物、サルモネラとか腸炎ビブリオとかそういったものだけではなく、微生物のコンタミネーションがしてしまう。その中で事業者の方が判断をして、そういった病原微生物は検出されないはずだが、製造ラインに問題があったかもしれない。そういったコントロールできない点で衛生的に問題だとすれば、これは自主回収することになり、必ずしも食品衛生法に違反しているというケースではなくても自主回収した場合は都に報告する仕組みになっています。確実に食中毒を起こすような病原微生物が入っていないくても安全性を事業者が疑えば自主回収で対応できる仕組みとしています。

○鶴岡委員 確かに自主回収ということですから範囲は広目にとられているということだと思うのですが、健康への悪影響のおそれというところで見ますと、やはり消費者側から見れば回収の対象とすべきではないかという見方ができるのかと思うのです。そうしますと、条例ではもちろん対応できないわけですが、そのあたりを法律のほうで対応したほうがいいのかという御感想はお持ちではないですか。

○田崎東京都福祉保健局健康安全部食品監視課長 ケースによって、それは必要かなと思います。例えばボツリヌスとか非常に有害な微生物が入っていて、しかも公衆衛生上の問題が大きいケースであれば行政が介入します。しかし、通常の違反で、回収が行われる場合、行政が判断するためには、行政が確固たる検査を行って、きちんとした証拠をとらまえて、それからの対応になります。それに比べて自主回収のほうが対応が早いケースもあり、スピーディーな対応が可能という点で優位な自主回収制度を導入させていただいています。

もし、今の委員のお話であれば、非常に毒性の高いものとかそこら辺があれば、改めて

検査をするなり、状況証拠を確実に行った上で行政処分という形にするのが適切かと思えます。

○松岡座長 ほかにございますか。

佐野委員。

○佐野委員 どうも説明ありがとうございました。

東京都の自主回収報告制度というのは、私はとてもいいものだと思います。ぜひこれは消費者庁にやっていただきたいなというふうに思っているのですが、この報告制度の中で、確かに情報はホームページにアップされるのですが、返品方法に、例えばアイスクリームを冷凍タイプの宅配便の着払いで送り返せなど、瓶も同様ですが、そんなことを消費者に求めること自体が無理。事業者がみずから自主回収しているのですから、しようがないといえばしようがないのかもしれませんが、本当に実行不可能なようなことも多々あるのです。東京都は、そこまで踏み込めないのか。要するに、社告の出し方とか、返品方法の仕方をもう少し現実的なものに合わせるような指導をできないのかなということをお聞きしたいのと、それから、自主回収の終了というところで、たった2週間で削除されてしまうというのは非常に残念で、もう少し長くできないものなのかということをお聞きしたいです。

もう一つお聞きしたいのが、東京都の食品監視体制のところでは、いろいろと立入検査をされているということなのですが、これはどういう形でやられるのか。突然いらっしゃるのか、事前にきちんと行くぞという連絡をした上でやられているのかということをお聞きしたい。

もう一つは、食中毒を出した施設に対しては、発生後1年間に12回以上さらに立入検査をされているということなのですが、そのほか違反を確認した後は立ち入り回数が多いということは書かれているのですが、それは立入検査実施予定数の中に組み込まれているのか、それとも全く別途それをやられるのかということをお教えください。

○松岡座長 よろしくお願ひします。

○田崎東京都福祉保健局健康安全部食品監視課長 大きく分けて4点だと思います。まず、自主回収の現実不可能な部分というのですか、先ほどおっしゃったアイスクリームの回収とかは、通常ですと返品で送り返してもらうというケースと思うのですが、現場で食品の形態に応じて保健所あるいは私どもの広域監視部門などで指導し、適切な回収方法を指導させていただいています。中にはそういった、消費者の方に負担をかけるような形というのが見受けられると思います。できる限り改善すべきことであり、私どもとし

でも、指導の中で改善したいのですが、あくまでも事業者の自主回収ということで、指導項目として今後の課題とさせていただきます。

それから、2週間という掲示の期間なのですが、基本的に自主回収が完全に終了したことを行政が確認します。また、他の自治体にも確認を依頼して、完全に終了したということを伝票等で確認を終えた後に、2週間という形で、消費者の方に完全に違反品が全部回収されたということを行政が確認した上での2週間という期間です。ですので、例えば回収されなければ1か月でも2か月でも、場合によったら半年以上ずっと掲載され続けるということがございます。回収された後の2週間のホームページへの掲載ですので、罰則ではありませんので、終了して2週間、最終的にホームページから落とさせていただいております。もちろん、違反の内容につきましては個人情報などは全て削除しますが、そういった自主回収があったということについてはホームページの中には事例として掲載させていただいております。

立ち入りなのですが、あくまでも基本的にですけれども、立ち入りについては事前連絡なしで立ち入るというのを原則にしています。ただ、ケースに応じては検査をする品物がたまたま無かったケースについては、いつごろその製品を仕入れているのかなど情報を事前に聞き、収去検査などを行うケースもございます。また、食中毒などについては完全に事前連絡なしに立ち入ります。事件あるいは事故関係のものについては全て一切事前連絡なしで、場合によったら夜間でも立ち入るケースもございます。

それから、食中毒についての発生の年12回の立ち入りですが、これは再発防止ということで、基本は行政処分などを行って再発防止の施設改善命令とか取り扱い改善命令を行った上で立ち入りを行います。その上で年間、その後、きちんと改善されたとおりに営業しているのかどうか、義務がちゃんと履行されているか、ということを含めて12回実施しています。これは、予定日数の中には組み込まれておりません。

以上でございます。

○松岡座長 齋藤委員。

○齋藤委員 今お伺いしたのは、恐らく日本の中でもトップクラスの水準だと思うのですが、参考に2つほどお伺いしたい。1つは、食品監視課の活動を今御紹介いただいたと思うのですが、何人ぐらいいて、予算規模がどのくらいのものかということ。もう一つは、参考資料4-1の6ページのところに「輸入食品対策」ということで輸入食品等の検査、収去検査を4万5,000件やっているということで、すごいなと思っております。先ほどの御紹介の中で、検査するときには輸入拠点が東京でないことがあり、そのときに他府県などに協力してもらって連携していると伺いました。その後のマーケット対策の面でも連携が要りそうな感じですが、そのあたりはどのような活動をされているかということと、

国との連携はあるのかということについて伺いたい。

○田崎東京都福祉保健局健康安全部食品監視課長 食品監視課の現員数は38名です。それぞれ役割分担があります。予算規模のほうは今手元の資料がないかもしれません。お許しください。

他の自治体への連携ですけれども、先ほど高橋のほうから説明させていただいたところで、例えば国で厚生労働省が行っている輸入食品対策の中でモニタリングの検査で違反が出るケースがございます。検査は時間がかかりますので、食品が流通した後に違反があったということで、国から連絡がきます。例えば東京都内に輸入食品事業者がいた場合は、国から連絡を受けた後、直ちに輸入業者に連絡をして、販売を止めます。ただし、輸入食品が既に内貨になっていて、さまざまな地方自治体に販売され、散らばっているケースがありますので、それは東京都が各自治体に連絡をさせていただいて、商品がどんなものか、どんな荷姿なのか、ロット、製造日とか、あるいは賞味期限はいつか、個々の形態がどんなものかということを各自治体に連絡を入れています。輸入業者を所管している東京都のほうで取りまとめて、最終的には処置されるケースもあります。また、すでに売られて食べられてしまったというケースもあるので、その現状を全部把握した上で、食中毒とか極端なものは別にして、添加物違反などについては全て国のほうに報告させていただいて、結果については各関連の食品を販売していた自治体のほうに連絡しています。

あと、連携という意味では、先ほどの監視指導計画をごらんになっていただけますか。6ページに重点課題で食中毒対策、輸入食品、表示とあります。この監視指導計画は東京都の監視指導計画でございまして、実は特別区は23区で全部独立した自治体になっているものですから、それぞれ監視指導計画をつくっているのです。区あるいは市と連携をしながら、例えば夏期帯の食中毒が起りやすい時期とか、最近ノロウイルスが流行ですので、どちらかという冬期のほうが多いのですけれども、食中毒対策を協力して同じような事業形態で行っている事業者に対して監視指導をすとか、こういった形で連携をさせていただいているところでございます。

○松岡座長 齋藤委員。

○齋藤委員 今お伺いした中で、38人ということでしたが、この件数を見ると10万件とか20万件とか挙がってきています。それはいろいろなところで作業したものを集計するところなるということですか。

○田崎東京都福祉保健局健康安全部食品監視課長 私の38人というのは食品監視課のメンバーで、都区市全体の職員としては、約700名監視員がおります。

○齋藤委員 もう一つ、東京都で発見した場合には他の府県にも連絡するけれども、この逆のケースもあるのですか。

○田崎東京都福祉保健局健康安全部食品監視課長 ございます。例えば東京都の施設が違反食品を製造したり輸入したりしたケースで、他の自治体で発見された違反の通報が東京都に来る場合もございます。

○齋藤委員 連携してマーケット対策をとるとか。

○田崎東京都福祉保健局健康安全部食品監視課長 そうです。

○松岡座長 戸部委員、どうぞ。

○戸部委員 このリーフレットの中で自主回収について回収終了の確認をされるということなのですが、原因によってかなり100%に近い回収率とそうではないものとか、これで終了したという判断というのはすごく難しいと思うのですが、その辺のどういう基準でもって判断されているとか、何かグレードとかクライテリアがあるのかどうかというあたりを教えてくださいませんか。

○田崎東京都福祉保健局健康安全部食品監視課長 基本は、事業者のデータを見てということになります。違反食品の販売が行われている末端で既に消費者に売られてしまっていて回収しようがない、その際にこの自主回収報告制度があって、自主回収報告制度で広報することで、できる限り多くの消費者の方に知っていただき、自分の冷蔵庫にあったものとか保管しているものが違反だったらそれを送り返していただくことになります。それでも、全ての方々に知っていただくことは不可能ですから、基本的には販売した伝票、各店舗あるいは販売者の伝票の確認と、赤伝といって、返品伝票とかを事業者はとりますので、その数と売られた数がきちんと合っていることを確認した上で、最終的に自主回収が全て行われたとします。消費されてしまったものはやむを得ないものですから、そこが基本的な判断になっております。ただし、明確にわからないケースも実際にはあります。

○松岡座長 それでは、中村委員、どうぞ。

○中村（晶）委員 リーフレットの2ページ目の下のほうに「緊急性を考慮して報道機関

への発表を行う場合もあります」という記載がございますけれども、報道機関への公表というのは条例に何か定めがあるのですか。

○田崎東京都福祉保健局健康安全部食品監視課長 条例に記載がございます。先ほどちょっとお話しさせていただいた、食中毒に結びつくのではないかとか、危害が大きく広がるのではないかとか、例えば町中の小さな販売店のその日に20個とか30個ぐらいしか出ていないものについての情報提供と、生産量がかなりの量になって、しかも事故のおそれがあるケースなどについては全て緊急性があるという判断をしております。

○中村（晶）委員 そうすると、その発表の要件などについては、報道機関への公表のガイドラインのようなものはつくっていらっしゃるのですか。

○田崎東京都福祉保健局健康安全部食品監視課長 食衛法の基準も、条例の自主回収についても、基本ベースはホームページ公表なのですけれども、緊急の場合については、政策的な対応となり、記者会見を開いてプレス発表を行うということもございます。

○中村（晶）委員 緊急性というのは、ここで例として出ているような「通常の食べ方では健康への影響はありません」というような事例ではなくて、それを摂取すると何らかの緊急な症状が出るおそれがあるとか、何かそういうような安全性のベースでの判断があるわけですか。

○田崎東京都福祉保健局健康安全部食品監視課長 可能性があれば直ちに公表するということになります。

○中村（晶）委員 報道発表をするかどうかについては、その業者さんの意向などは考慮されないのですか。

○田崎東京都福祉保健局健康安全部食品監視課長 考慮しておりません。

○松岡座長 中嶋委員。

○中嶋委員 僕はうまく理解ができなくて、基本的なことを教えていただきたいのです。まず、法律、食品衛生法がありますね。それから、東京都の食品安全条例がありますと言われて、食品安全衛生法については、いわゆる処分としては、例えば営業許可の取り消しだとか、営業禁止命令とかの命令が出せますというふうになっています。その中に回収命令も含まれるのでしょうか。それから、もう一つは、自主回収ということについては食品

安全衛生法にはないように思うのですけれども、これはどうなのでしょう。

それと、なぜ東京都さんは食品安全条例をつくられたのか。それで、食品安全条例をつくられて、このパンフレットを読む限りは自主回収報告制度というのは条例に基づいていますということは、食品安全衛生法に基づいているだけでは、ひょっとしたらこれはできないのかというのは、例えば平成25年度の食品衛生監視指導計画は食品安全衛生法に基づくものです。委託事務といいますか、委託業務ですね。だから、そういうふうに考えると、自主回収報告制度というのは東京都独自のものであって全国一律ではないというふうに読めるので、そうしたら、僕の生まれた大阪府とか、本籍地のある鳥取県はどうなっているのだろうかというふうに疑問が湧くわけです。これはどうなのでしょう。基本的に法律の関係と制度の関係をもう一度おさらいをさせてほしいと思います。自主回収制度というのは、食品安全衛生法の中にあるのでしょうか、ないのでしょうか。もしないとしたら、厚生労働省さんが挙げておられるホームページというのは一体何なのかということになるわけです。自主回収ではない回収が掲載されているのでしょうかとか、その辺の基本的なことがよくわからなくなっていて、そこを整理していただけないですか。

○田崎東京都福祉保健局健康安全部食品監視課長 まず、食品衛生法の中には自主回収報告制度というのはありません。ただし、先ほど鶴岡委員にお話しさせていただいたのですけれども、自分たちでメーカーさんが自主検査を行って、実は添加物の違反が過量に使ってしまっていたといったときに、通常の行政が立ち入ってみずから検査をして違反を問うと。これは難しい条件がいっぱいあって、GLPにのっとった検査をきちんとやっているとか、行政処分をかけるにあたって手続きができるのかなど、いろいろな要件がクリアできればなりません。一方、事業者のほうは、自主検査ですから制度とかそういったものに問われないという話なので、そういった意味で事業者が自分たちのチェックのために検査を行っていて、その結果、これは自主回収しなければいけないと判断したときに、東京都の制度をつくってしまして、この自主回収制度にのっとって広く公表する方が早い対応となります。

過去に、異物混入社会問題となった際、そのときに社告をすごくいっぱいメーカーさんがされていたのですけれども、社告には、コストが大きくかかります。大手のメーカーさんでしたら各メディアに大きな記事を載せることはできても、零細企業ではとてもできないですし、みずから公表するというのはなかなか難しい。そういった点をカバーする制度としても利用していただけるのではないかと、そういった部分もございます。

なお、自主回収報告制度については、東京都以外では約30の自治体が今、制度をつくっております。お手元の資料の参考資料1-1をごらんください。

○高橋東京都福祉保健局健康安全部食品安全担当係長 事務局さんのほうからお配りしていただいた参考資料1-1「食品の安全確保に関する主な法令とリコールに関する記載内

容」です。そこの最後のページに、参考としまして東京都の食品安全条例が掲載されておりますけれども、その最後の行、一番右端の「参考」の欄に、事務局さんのほうでまとめていただいた、30近い自治体がこういった義務づけの報告制度をつくっているとなっております。

○中嶋委員 もう一つ追加で、今、多分、戸部さんのところもやっておられると思うのですが、生団連あたりも食品ロスを防ぐために、印刷がちょっと汚れているとかの理由による食品回収はやめたほうがいいのではないかという話があるのです。これが、例えば日付がちょっと見えにくいとかというのがあったりした場合に、この東京都の条例にひっかかるので、これは回収をするのか、しないのかという判断をする場合に、いわゆる厳しくやるというのも一つですけれども、その辺のルーズさはあってもいいと思うのです。

東京のやっちゃばに入ってくる食品の総量のうちの半分は廃棄されているという、これはクリーンジャパンセンターのデータにそういうふうに出てくるのです。やはり、産廃と民廃を合わせて生鮮食品の50%ぐらいが廃棄物として出るというのは非常にロスが大きいと思うのです。だから、そういう意味では、食品のロスは防ぐというのがあっていいわけで、そうなったときに自主回収をやるべきだとかといって強引に、今までは食品がやっていたのだけれども、これが強制化されるのかどうなのか。食品は自主回収だったのですよと。でも、自主回収の制度ができてしまうと、条例で決まってしまうと、これはもう法律ですからやらなければいけないのかということで、そこで食品ロスについて議論がとまってしまうかもしれない。この辺はどうお考えですか。

○田崎東京都福祉保健局健康安全部食品監視課長 1つは、自主回収をするかどうかという事業者の判断がまず1つあって、例えば表示が汚れている程度では回収報告義務にはあたりません。ただ、期限表示について、例えば1か月もつところを間違えてその次の1か月後の期限にしてしまった場合は、表示の機能としては、古いものを食べてしまう可能性があるのです。これについては対象となります。あくまでも自主回収だけれども、その辺についての対応は、事業者のコンプライアンスにかかっている部分です。。報告があれば消費者に確実に情報提供をさせていただくという仕組みだと考えていただければと思います。

○松岡座長 中村委員。

○中村（均）委員 消費者のほうから、ある飲食店で飲食したもので食中毒になった可能性があるというふうな話があったときに、それが本当にその飲食店が原因だったのかどうかというのはどうやって調べていくのか、そこを教えてください。



○田崎東京都福祉保健局健康安全部食品監視課長 患者さんから苦情という形でおなか  
痛くなったという通報やお医者さんから通報のある場合もあります。そういった通報があ  
れば、確実に都内の飲食店であれば保健所の食品衛生監視員は現場に行って、まずその飲  
食店の調査をします。例えば、同じお総菜とか食材を食べた方、あと、同じものがどのく  
らいの量で販売、提供されているのかとか、ほかに同じような苦情があるのかどうか、そ  
ちらも確認をします。多くの場合ですと、お医者さんにかかっている人が、1家族ではな  
くて複数の家族で患者さんが出ているとか、そういった疫学調査を行って、その家族達の  
共通性のある食材あるいは食品が、その飲食店あるいは販売店にあった場合は、食中毒の  
可能性が極めて高いということを判断しています。また、拭き取りなどの細菌検査、ある  
いはウイルス検査を行います。仮に複数なくても、類似症状という同じような症状とか疫  
学調査の結果から見て、必要性に応じて例えばそこの従業員の検便を行うとか、患者さん  
の検便も行う、いわゆる微生物学的検査を行います。それと疫学調査など、周辺の発生状  
況なども併せ含めて、調査を行って感判断をしていくという格好になると思います。

○松岡座長 どうもありがとうございました。

それでは、最後に横矢委員。

○横矢委員 資料4-1の10ページに書いてある最後の廃棄の確認についてなのですが、  
でも、ニュースなどで、汚染されたものがどこかで加工されて違うところで売られてしま  
ったとか、そういったニュースというのを、東京都がとかいうことではないのですが目に  
した気がするので、ちょっと不安に思うところなのですが、この廃棄の確認というのはど  
の程度のことをされているのかというのを教えていただきたいのと、先ほど、輸入品は船  
でもとの国に戻すのもありとおっしゃっていましたが、例えば添加物が日本ではだ  
めだけれども違う国ではオーケーという場合、A国から入ってきたものをA国に戻さず  
に、その添加物オーケーのB国にやってしまうというようなことは東京都で許可されたりする  
のでしょうか。そこまで確認されたりしているのでしょうか。

○田崎東京都福祉保健局健康安全部食品監視課長 廃棄については、例えば添加物の違反  
があれば、再利用とかいうケースもあるのですが、今ほとんどは廃棄処分されています。  
例えば産廃事業者で廃棄をお願いして、マニフェストですか、いわゆる処理証明というの  
をつけて、廃棄を確認しています。昔は現場まで行って、それを焼却されるとか廃棄して  
処理するところまで監視員が立ち会って見ていたことが多いのですが、最近、細かい違反  
については全部産廃業者でマニフェストを確認して、確実に食用としない、あるいは廃棄  
されたということを確認しています。

それから、2つ目の御質問では、シップバック（積み戻し）というのがあります。これ

は、我々は地方自治体なので、むしろ厚生労働省のほうが詳しいかと思うのですけれども、シップバックは確かにされていて、今、横矢委員がおっしゃるとおり、全然違う国に、例えば日本では使用してはいけない添加物だけれども、規制のないほかの国に販売されるということはあると思います。ただ、大抵シップバックする場合は、国の検疫所で検査をして、そこで戻ってしまうケースだと思いますので、例えば東京都などで検査して、それをもとに戻して積み戻しというのはまれです。中毒とかを起こすようなリスクの高いものは別にして、販売されてしまい、すでに消費済みというケースもあります。規格基準のような規格が決まっている食品についてはシップバックして販売されるというより、回収、廃棄ということだと思います。

○松岡座長 どうもありがとうございました。

もう委員会の時間が大分過ぎてしまいましたので、まだまだいろいろあるかと思いますが、この辺で終わりにしたいと思います。

東京都福祉保健局におかれましては、どうもお忙しい中ありがとうございました。